

鳥取盲学校いじめ防止基本方針

鳥取県立鳥取盲学校

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ所轄警察署と連携して対処すべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に対応を取ることが必要である。また、軽微と捉えがちな行為も、積み重ねると重大な事態に至ることがあるため、情報を組織的に共有し認知していくことが必要である。

3 いじめ防止の取組み

(1) いじめ問題に対する基本的な対応

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との毅然とした態度で、いじめを受けた児童生徒の立場に立って指導する。
- イ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるように指導する。
- ウ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

(2) 校内体制

- ア 名称「いじめ防止対策委員会」
- イ 構成員
校長、教頭、主幹教諭、小中学部主事、高等部主事、普通科主任、保理専攻科主任、教務部長、寮務部長、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、該当児童生徒担任
- ウ 委員会の招集は生徒指導主事が行う。
- エ いじめ防止対策委員会の役割
 - ・ 取組みの振り返り（各学期末に実施）
 - ・ 相談窓口
 - ・ 情報収集・記録
 - ・ 事案への組織的対応

(3) いじめの未然防止のための取組み

- ア 自他の存在を認め尊重し合う態度や、共感的理解の能力を育む。
- イ 規律正しい態度で学習や行事に取り組む態度を育む。
- ウ 児童生徒一人一人の個性に応じた指導に努めるとともに、集団の一員としての自覚や自信を育む。
- エ 児童生徒にとって安心・安全な学校環境づくりに努める。
- オ 教職員は、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動を取らない。
- カ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童生徒・保護者および地域への啓発・広報を行う。

(4) いじめの早期発見のための対応

- ア 担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による教育相談の実施。
- イ 個別懇談における保護者からの聞き取り。
- ウ 連絡帳の活用。
- エ いじめに関するアンケートの活用。
- オ 寄宿舎との連携。

4 いじめ発生時の対応(いじめが疑われる情報が入った時の対応)

- (1) いじめが発見された場合(いじめと疑われる情報が入った場合)、担任等が事実確認を行い、すみやかに生徒指導主事に報告する。
- (2) 生徒指導主事が情報を集約し、管理職に報告。管理職の指示でいじめ防止委員会の開催を決定する。
- (3) いじめ防止対策委員会を開き対応を検討する。
- (4) いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を確保する。
- (5) 保護者と連携しながら適切な指導・支援を行う。

5 重大事態への対応

いじめの中には、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じようような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核として事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合など)

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、全教職員の共通認識の下、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ・情報を収集し、事実を整理・記録する。

- ・ 関係児童生徒・保護者への指導を行う。
- ・ 全校児童生徒・保護者への指導を行う。
- ・ 関係機関（教育委員会・医療機関・児童相談所・警察等）と連携して対応する。

イ 再発防止への取組み

- ・ 問題の背景・課題を整理し、教訓化する。
- ・ 取組みを見直し、改善策の検討・策定を行う。
- ・ 外部有識者を招聘する。

その他

令和2年12月18日 一部改訂

令和3年 7月15日 一部改訂